

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種について（素案）に対する意見

大阪 HIV 薬害訴訟原告団

代表 花井十伍

はじめに

私たちは薬害被害者として、薬害の再発防止の観点から様々な活動を行ってきました。同時に、「薬害エイズ」においては、80年代においてHIV感染が我が国で広がりを見せ始めた当初、国の感染症対策がかならずしも適切ではなかったとの認識の下、現在の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定時においても、前文として付された諸点について意見を述べさせていただきました。こうした、立場から、今回、医薬品の安全性確保という観点と感染症対策という観点がどのように調和すべきか、という問題意識で意見を述べさせていただきます。

1、新型インフルエンザ対策における予防接種の位置づけについて

素案において、新型インフルエンザ対策における予防接種の位置づけを明確にしている点について評価いたします。インフルエンザ対策においては、基礎疾患を有するものを守る事に先んじて、国民生活や経済の影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐことを明記しつつも、ワクチンに関しては**死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及び必要な医療を確保すること**、としてワクチン接種に関する優先順位において患者の生命の安全を最優先したことを特に高く評価します。

2、ワクチン接種について

前項の主旨を踏まえつつ、客観的データや多角的意見を聴取して優先順位を確定している点について妥当だと考えます。

3、ワクチンの確保について

国内のワクチンで全量を確保できないことになった事は、これまでのワクチン安定供給に関する政策に反省点がなかったか検証する必要性を示唆している

と思います。食料を筆頭とする、政府が国民の安全保障の観点から安定供給に責任を持つべき物資については、基本的には自由経済原則下にあっても、国内自給率の確保を基本的ポリシーとして持つべきであり、血液製剤に関しては法によって国内自給原則が定められています。今後、ワクチンの確保についてもこうした観点を十分考慮すべきであると考えます。

輸入ワクチンの使用については、十分安全性を評価しないまま使用することに関し、なお懸念を持ちます。しかしながら、量を確保しつつ、慎重に使用する方向性については次善の策として必要な局面が生じる可能性を考慮すると、理解できます。こうした観点から、次の点を強く求めます。

イ、MMRの反省を踏まえ、新たなリスク情報の提供にいささかの滞りもないよう最大限の体制で望む事。

ロ、アジュバント物質に関する情報が皆無である事は不可解である。企業に対し情報公開ないし提供を求めるべきである。

3、最後に

全体として、情報開示と情報提供のポリシーと個人の意思の尊重したポリシーは、今後のワクチン行政の方向性としても評価できます。しかし、こうしたポリシーを実効性あるものとするためには、**ワクチン接種者のインフォームドコンセントの責務を明記すべきだ**と考えます。多忙な医療従事者に配慮して、医療従事者に何かを求める項目を避けているとすれば、大きな誤りであると考えます。適切なインフォームドコンセントは、患者と医師との行き違いや不要な紛争を避け、結果として医療従事者が診療業務に集中できる環境整備の基本となると考えます。特に、使用するワクチンが国産品か輸入品かで説明内容が異なる今回のような場合、インフォームドコンセントを徹底することが、国民の安心と理解を得るうえで、最良の選択枝であると考えます。

尚、今回のように、政府として特に政策的対応を策定した経緯から、**救済**については、**予防接種法の救済に準じて手厚い対応が可能**なように重ねて検討をお願い致します。

以上